

岐阜県現代陶芸美術館美術品等収集委員会設置要綱

(設 置)

第1条 岐阜県現代陶芸美術館（以下「陶芸美術館」という。）における美術品等の収集及び寄託に係る専門的事項を適切に処理するため、有識者、専門家等（以下「委員」という。）で構成する岐阜県現代陶芸美術館美術品等収集委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会では、次に掲げる事項について各委員から意見を聴取する。

- (1) 収集しようとする美術品等の芸術性及び価格等の審査に関すること。
- (2) 収集しようとする美術品等と収集方針との適合性の審査に関すること。
- (3) 寄託を受けようとする美術品等の審査に関すること。
- (4) その他美術品等に関する専門的事項に関すること。

(委 員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる要件を備える者の内から現代陶芸美術館長（以下「美術館長」という。）が選任する。

- (1) 美術品等に関して専門的な知識を有すること。
- (2) 人物が高潔であり、かつ公正な意見を述べることができること。

2 委員の任期は美術館長が選任した日から1年以内とし、収集委員会が解散した時は解任されるものとする。ただし、第2条の所掌事務が終了するまでの期間において、委員が欠けたときは、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員は再任することができる。

(招 集)

第4条 委員会は、美術館長が招集する。

2 美術館長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(設置期間)

第5条 委員会の設置期間は、美術館長が招集した日から1年以内とし、第2条の所掌事務を完了した時は速やかに解散する。

(謝 金)

第6条 委員が委員会に従事したときは、予算の範囲内で謝金を支給する。

(旅 費)

第7条 委員が委員会に出席したときは、県の定める規定による旅費を支給する。

(守秘義務)

第8条 委員は、委員会を通して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶 務)

第9条 委員会の庶務は、陶芸美術館において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、美術館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月30日から施行する。